

福岡市NPO・ボランティア交流センター評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 福岡市NPO・ボランティア交流センター（以下「センター」という。）の効率的かつ効果的な管理運営を推進し、市民サービスの一層の向上を図るため、指定管理者制度の適正な運営について、評価及び提案を行うため、福岡市NPO・ボランティア交流センター評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項について、参考となる意見を述べる。

- (1) 管理運営業務等に係る評価基準に関すること。
 - (2) 管理運営業務等に係る評価に関すること。
- 2 委員会は、次の事項について意見聴取を行う。
- (1) 指定管理者からの管理運営業務等の実施状況に関すること。
- 3 その他市民局長（以下「局長」という。）が委嘱する事項

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内をもって構成する。

(委員)

第4条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、局長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) センター利用者
- (3) その他局長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会議を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。

(会議)

第7条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に対し、資料の提出、意見の陳述、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 3 委員が指定管理者と利害関係人にあたる場合、当該委員は会議に出席することができない。ただし、特別な事情が認められる場合は、出席することができる。その場合、当該委員は採点に加わることができない。

(利害関係人)

第8条 前条第3項に規定する利害関係人とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 指定管理者に現在所属している若しくは直近の5年間において所属したことがある者
- (2) 指定管理者の役員の父母、祖父母、配偶者、子、孫、兄弟姉妹若しくは同居人にあたる者
- (3) 指定管理者が実施する業務の中で、役割分担または共同作業を行う団体に現在所属している若しくは直近の5年間において所属したことがある者
- (4) 指定管理者と直近の1年間において毎月1回以上の頻度で直接的な商取引がある者
- (5) 指定管理者と直近の1年間において毎月1回以上の頻度で直接的な商取引がある者の父母、祖父母、配偶者、子、孫、兄弟姉妹若しくは同居人にあたる者
- (6) 指定管理者と直近の1年間において毎月1回以上の頻度で直接的な商取引がある団体に現在所属している若しくは直近の5年間において所属したことがある者
- (7) 指定管理者が行う業務と直接的な競争関係にある者
- (8) 指定管理者が行う業務と直接的な競争関係にある者の父母、祖父母、配偶者、子、孫、兄弟姉妹若しくは同居人にあたる者
- (9) 指定管理者が行う業務と直接的な競争関係にある団体に現在所属している若しくは直近の5年間において所属したことがある者
- (10) 指定管理者に債務がある者
- (11) その他事務局若しくは委員会が利害関係人と判断した者

(会議の公開、非公開)

第9条 会議の公開・非公開については、次のとおりとする。

- (1) 第2条第1項第1号及び第2項に規定する事項に関する会議については、公開とする。
 - (2) 第2条第3項に規定する事項に関する会議については、公開とする。ただし、その会議の内容が、会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生じると認められるときはこの限りでない。
 - (3) 第2条第1項第2号に規定する事項に関する会議については、非公開とする。
- 2 委員会の会議を開催するときは、あらかじめ委員会の名称、日時、場所、議題、公開・非公開の別、その他必要な事項を公表するものとする。
 - 3 第2条第3項に規定する事項に関する会議について、非公開とする場合は、委員会の会議の冒頭において決定するものとする。この場合において、会議を非公開としたときは、その理由を明らかにしなければならない。
 - 4 公開による委員会の会議は、委員長の許可を得て、これを傍聴することができる。この場合においては、傍聴者に対し、会議の資料（非公開情報に該当する部分を除く。）を提供するものとする。
 - 5 委員会の会議に係る傍聴の手続等については、委員長が定める。
 - 6 委員会は、指定管理者の評価過程における公正性、透明性を確保するため、会議の議事録を作成しなければならない。
 - 7 評価の過程については、会議終了後、議事録等により評価結果と併せて速やかに公表するものとする。

(守秘義務)

第10条 会議を非公開で行う場合は、委員及び事務局員その他委員会に出席した者は、委員会の会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第 11 条 委員会の庶務は、市民局コミュニティ推進部市民公益活動推進課において行う。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は平成 19 年 2 月 14 日から施行する。

(経過措置)

2 第 5 条第 1 項の規定により最初に委嘱される委員会の委員の任期については、委嘱の日から平成 21 年 12 月 9 日までとする。

3 第 1 回の委員会は、第 7 条第 1 項の規程に関わらず、局長が招集する。

4 この要綱は、平成 24 年 12 月 3 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 27 年 6 月 3 日から施行する。